

第38回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成17年8月4日(木)午後1時30分～

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諸般の報告

4 議 事

(報告事項)

(1) 報告第38号 学校教育事業の取扱いについて(協定項目25 - 20)

(2) 報告第39号 - 社会教育事業の取扱いについて(協定項目25 - 22)

(3) 報告第40号 - 農林水産関係事業【農業】の取扱いについて(協定項目25 - 16 -)

(4) 報告第41号 - 建設関係事業【土木】の取扱いについて(協定項目25 - 18)

(5) 報告第41号 - 建設関係事業【都市整備】の取扱いについて(協定項目25 - 18)

(6) 報告第22号 - 3 霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果について

5 次回の協議事項

(提案説明)

(1) 協議第71号 新市の市章について(協定項目20)

6 その他

(1) 次回の会議日程等について

7 閉 会

会 議 出 席 者

有村久行委員	湯前則子委員
福島英行委員	大庭 勝委員
前田終止委員	脇元 敬委員
吉村久則委員	榎木ヒサ工委員
津田和 操委員	上村哲也委員
小原健彦委員	新村 俊委員
西村新一郎委員	宮田揮彦委員
山下勝義委員	徳永麗子委員
福丸 一委員	永田龍二委員
榎並 勉委員	松山典男委員
深町四雄委員	岩崎薩男委員
徳田和昭委員	狩集玲子委員
樋渡 明委員	砂田光則委員
常盤信一委員	松永 讓委員
今村日出子委員	児玉實光委員
黒木更生委員	原田統之介委員
尾崎東記代委員	八木幸夫委員
桑原映人委員	林 麗子委員
稲垣克己委員	
川畑征治委員	
小久保明和委員	
諏訪順子委員	
西 勇一委員	
松枝洋一郎委員	
秋峯イクヨ委員	
今島 光委員	
延時力蔵委員	
道祖瀬戸謙二委員	
東鶴芳一委員	
森山博文委員	
原 京子委員	

会 議 欠 席 者

今吉耕夫委員

山口茂樹委員

石田與一委員

「開 会 午後 1時32分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

皆さんこんにちは。ただいまから第38回始良中央地区合併協議会を開会いたします。一同礼。本日始良中央地区合併協議会規約に定めます定足数を満たしておりますことをここに報告させていただきます。なお、ご都合によりまして山口委員、今吉委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日で第38回目のこの始良中央地区の合併協議会の開催になりますけれども、皆様方には大変暑い中、お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。いよいよ合併までも残すところ95日ということになりまして、各分科会、専門部会におきまして最後の一元化調整、終盤の一元化調整を迎えているようでございます。職員の皆さんのご尽力に心から感謝を申し上げたいと思います。一方、この事務事業の一元化調整作業と並行いたしまして新市の17年度の暫定予算及び17年度の本予算の編成作業にも入っているところでございますが、全体の新市の財政基盤の確立と健全な財政運営に十分に意を配りながらこの作業を今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。また、本日は、前々回から報告を申し上げ、ご協議いただいておりますけれども、18件の調整項目を報告申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。なお、また、新市霧島市の市章選定の協議経過及び結果について市章検討小委員会からのご報告をいただき、併せて新市の市章選定について本日事前提案を行いたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私のごあいさつに代えさせていただきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様方の活発なご意見・ご協力よろしくお願いを申し上げます。初めに会議次第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議次第に続きまして2ページをお開きいただきたいと思っております。ここに協議会の行事、それから事務局の動き等について整理をしております。7月21日に第37回の協議会が開かれました以降の主な会議等について整理をしております。少し説明をさせていただきます。7月の26日（火曜日）でございますけれども、第3回の市章検討小委員会を開きました。ただいま会長の方からあいさつがございました。後ほど小委員会の委員長の方から報告がありますので、内容については割愛をさせていただきます。同日、その今上に掲載してございますけれども、過疎計画の打ち合わせを行っております。これは合併前の横川町、それから牧園町、福山町が新市になり

ましてこの地域として過疎計画の対象になるということで新市における過疎計画の策定作業等に今着手をしているところでございます。それから、7月の28日でございますけれども、第43回の幹事会を開催いたしております。この幹事会の内容につきましては、学校教育事業の取扱い等を含めまして本日提案しております協議事項について協議、決定を行っております。そのほかBランク等についての協議も併せて行ったところでございます。それから、次のページになりますけれども、8月3日でございます。商工会の打ち合わせということで隼人町の方で開催しておりますが、これにつきましては商工会の方でも6町の方で合併対策の合同の研究会を設置をされております。その方々と、それから私どもの方の商工観光部会の方といわゆる意見交換ということで、現状の状況等の報告を含めまして意見交換を行っております。それから、同日8月3日でございますけれども、コミュニティ検討委員会を開催いたしました。これにつきましては、コミュニティ指針のこれは案でございますけれども、これについて意見、提言等についての交換を行っております。それから、併せましてまちづくり関係ですけれども、新市のいわゆる自治会組織等への助成制度につきましても現在検討しております案についてご説明申し上げ、意見の交換、それから提言等の話し合いをしていただいたところでございます。それから、8月4日、本日が第38回の協議会でございます。今後の予定として下の方に表に整理をしております。8月の9日、火曜日になりますけれども、霧島市誕生記念夏休みバスツアーということで予定をしておりますが、これにつきましては小・中学生の児童・生徒を対象に現在106名の応募がございましたので、1市6町それぞれの主な施設等をバスで巡ってそれぞれの状況等について説明をするということでこのバスツアーを予定しているところでございます。以下その他会議等の予定を掲載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。以上で諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局長から説明がございましたが、諸般の報告について何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

はい、特に質問はないようでございますので、諸般の報告はこれで終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。報告事項の(1)、報告第38号、学校教育事業の取扱いについて(協定項目の25-20)を議題といたします。本件につきましては教育専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、教育専門部会長。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部会長（川路 正）

教育専門部会副部会長の川路でございます。今日は同じく副部会長の市野と学校教育分科会長の福永、副分科会長の岡元、槐島が出席しております。ひとつよろしく申し上げます。報告第38号、学校教育事業の取扱いについて(協定項目25-20)でございます。学校教育事業の取扱いについては、平成16年3月25日、協議第51号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり報告するものでございます。平成17年8月4日提出、始良中央地区合併協議会長名でございます。裏面1ページをお開きください。次の4項目について具体的な調整結果がまとまりましたので、幹事会において決定していただきましたので、報告するものでございます。協議項目1、遠距離通学費補助金の合併までに調整することとした事

項について具体的な調整結果を申し上げます。公共交通機関利用者は、調整方針のとおり、定期券代実費を補助することといたしました。自転車利用者は、自転車購入費の一部又は全額を1回限り補助することとし、限度額を3万円といたしました。なお、市販の自転車の相場からすると補助金額が高いのではないかという議論もありましたが、安全性や耐久性を考慮し、規格や標準装備を指定すれば適切な額であると結論に達しました。通学、徒歩通学者は、小学生年額2万5千円、中学生年額4万2千円の定額補助とすることといたしました。積算につきましては、小学生4km、中学生6kmの路線バス定期券代を参考とし、各現在徒歩通学を行っている市町の中で最高額と均衡を保つことに配慮し、この額を決定いたしました。なお、徒歩通学者の範囲は、通学路に公共交通機関及びスクールバスがない者、通常の始業時に合った路線バス等がない者、自宅から駅又はバス停間が遠方、道路の高低差が著しいなど乗用の利用に適さない者、身体的又は知的障害により公共交通機関の利用が困難な者としております。制度の統一時期は平成18年度からといたしました。次に、協議項目2番でございます。奨学資金の合併までに調整することとした事項について具体的な調整結果を申し上げます。貸与額は、大学院8万7千円以内、大学・短大・専門学校4万4千円以内、高等学校等1万8千円以内としております。1市6町の中で最高額である国分市の貸与額に合わせたところでございます。償還年数等は、償還の開始を卒業の翌月から起算して1年後として、償還年数を高等学校等8年、大学等10年、大学院2か年課程10年、大学院の3か年課程15年といたしました。償還の方法は、月賦、半年賦、年賦から選択できるものといたしました。貸与額、償還年数ともに平成18年度から制度を統一することとし、現在貸与中の方あるいは償還中の方は従来の制度を適用することとしております。次に、協議項目3番、公立幼稚園保育料の合併までに調整することとした事項について具体的な調整結果を申し上げます。保育料の額は年額5万1,700円とし、それを11か月で徴収、すなわち月額4,700円といたしました。現在は1か年毎月徴収している幼稚園がほとんどであります。最も園児数の多い富隈幼稚園が11か月徴収であったこと、次に園児数の多い陵南幼稚園が月額4,700円であったことなどから月額4,700円を11か月で徴収しようとするものでございます。年額で比較しますと、陵南幼稚園は4,700円、三体幼稚園は2,300円、大田幼稚園は1,100円、牧之原及び福山幼稚園は2,300円それぞれ現行より安いこととなります。最後に協議項目4番、市立幼稚園就園奨励費単独分の合併までに調整することとした事項について具体的な調整結果を申し上げます。補助限度額及び区分は、生活保護世帯及び市民税非課税世帯を年額3万1千円、市民税所得割非課税世帯を年額1万7,800円、市民税所得割課税世帯を年額8千円といたしました。この事業は市立幼稚園就園に伴う保護者の負担軽減を目的とし、現在国分市、牧園町、隼人町で取り組まれております。牧園町、隼人町は、それぞれ課税状況に関係なく、一律9千円、1万4千円を限度額としていました。それが今回国分方式に統一し、各課税区分ごとに限度額を定めようとするものでございます。やはり課税状況に応じ差を付ける方法が一番公平なやり方ではないかとの結論に達しました。平成18年度から制度を統一することといたしました。以上、調整内容につきましてご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま教育専門部会から説明がございましたが、これらの件につきまして何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。それでは、特にならぬようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。それでは、続きまして議事の(2)、報告第39号 - 、社会教育事業の取扱いについて(協定項目25 - 22)を議題といたします。本件につきましても教育専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、教育専門部会。

○始良中央地区合併協議会教育専門部会長(野村 定美)

それでは、引き続き教育部会から、溝辺町の教育委員会であります野村の方から説明を申し上げます。報告第39号、社会教育事業の取扱いについて(協定項目25 - 22)でございます。社会教育事業の取扱いについて、平成16年3月5日、協議第52号、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整しましたので、報告するものでございます。平成17年8月4日、協議会会長名でございます。それでは、次のページの別紙資料に基づきまして社会教育事業のAランクであります4項目について順次説明を申し上げます。まず、協議項目の1、人権・同和教育でございます。調整方針としまして現行のとおり新市に引き継ぎ、具体的方策、事業内容等は、合併までに調整するとしていましたので、具体的な調整結果としましては、具体的方策と事業内容として(1)として示していますが、隼人町では人権・同和教育事業が積極的に実施されていますので、この事業が衰退することがないように、(1)に示しておりますとおり、隼人町で行われている次の事業は継続実施するとしていたしました。また、同和教育啓発推進協議会の事務局は隼人町生涯学習課でございます。この推進協議会の継続実施につきましては、新市においても教育委員会隼人出張所の社会教育課に事務局を置いて、全市に広げて、人権を尊重し、思いやりのあるまちづくりに努めていくことの視点に立ち、この推進協議会へ1市5町からも委員に加え、それぞれの機関・団体共に人権・同和教育に対します認識をさらに高めていくことを含めて協議した調整結果でございます。(2)として他市町としていますが、隼人町を除く1市5町においても人権・同和教育は行政の責務であり、国民的課題でございます。このことの認識に立って本庁人権擁護推進係並びに関係機関との連携を図りながら人権・同和教育に対する啓発活動、これらには講演会や啓発チラシの配布などが考えられますが、このように調整をいたしました。以上が人権・同和教育事業についての調整結果でございます。次に、社会教育委員に関する協議項目です。社会教育委員につきましては新市に社会教育委員を置く。人数、選出方法については、合併までに調整するという調整方針でございました。これに対する具体的な調整結果として委員数については15人以内としています。括弧書きにつきましては、現在各市町それぞれに社会教育振興計画に基づき社会教育行政を推進してきておりますので、新市では当然その計画の融合を図りながら社会教育事業を進める必要性から各市町一人ずつは選出するとしていたしたところでございます。次に、選出方法を記載しています。社会教育委員は教育委員会の諮問機関でございます。委員構成につきましては、社会教育法で学校教育及び社会教育関係者、家庭教育向上に資する活動を行う者、学識経験者のある者から構成するという定めがございますので、これに準じて選出するものでございます。なお、団体等の末尾に人数等を掲載しておりますのは、これはあくまでも想定している人数でありますことをお含みおきをいただきたいと思います。また、この構成の中

で公民館長連絡協議会代表一人としていますのは、名称がまだ定かではありませんので、自治公民館、自治公民会等の組織・団体の位置付けであるということをご理解をいただきたいというふうに思います。次に、公民館運営審議会委員に関します協議項目です。この公民館運営審議会委員につきましては、事務事業一元化調整項目、事業名、公民館運営管理業務で調整いたしましたいわゆる中央公民館の位置付けとして現在の各市町の中央公民館をそれぞれに拠点公民館として位置付けをし、公民館事業を実施するという基本方針の調整をいたしておりました。そのことから公民館運営審議会委員の協議項目では調整方針として各拠点公民館ごとに公民館運営審議会を置く。その人数、選出方法については、合併までに調整するをいたしておりました。具体的な調整結果として委員数は10名以内、委員構成につきましては、先ほど説明いたしました社会教育委員の構成と同じく法の定めによって選出することになりますことから、調整結果をいたしましては記載しているとおりの調整をいたしました。ただこの委員につきましては、合併後ずっとこのままということではなく、任期は2年ということで協議を進めておりますので、これをめどとしながら、そして状況の見極めも必要でありましようが、新市に一つの公民館運営審議会委員とすることを部会では確認をいたしているところでございます。最後に文化財保護審議会委員の協議項目でございます。調整方針として同じく人数、その選出方法につきましては、合併までに調整するをいたしたので、このことの具体的な調整として委員数は15名以内として、そして地域の文化財に愛着を持って地域住民との連携を大事にしながら文化財の管理面など含めて歴史的専門知識のある現在の保護審議会委員の方々でありますので、当面の2年間は各市町の委員経験者も最低一人ずつは委員としてお願いすることが望ましいことからこのような調整結果をいたしました。以上、社会教育事業の取扱いについてAランク4項目につきましの具体的な調整結果についてご報告をいたしました。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございました。それでは、ただいま教育専門部会の方から説明がございましたこの4項目につきまして何かご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。特にございませんね。それでは、特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の（3）、報告第40号 - 、農林水産関係事業【農業】の取扱いについて（協定項目の25 - 16 - ）を議題といたします。農林水産専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、農林水産専門部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部会長（岩切 正信）

それでは、農林水産専門部会の農政、畜産を担当しております岩切でございますが、ご説明をさせていただきます。農林水産関係事業【農業】の取扱いについては、平成16年3月11日、協議第39号で協議、決定されました調整方針に基づき別紙のとおり調整しましたので、ご報告申し上げます。それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。農政関係事業は4項目あります。1項目目でございますが、地域農政推進対策事業（農政審議会を含む）でございます。地域農政推進対策事業（農政審議会を含む）は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については合併までに調整すると協議、決定がなされて

おります。具体的調整結果でございますが、名称は霧島市農政推進対策協議会でございます。組織につきましては、各市町から農業生産組織代表者等各1名ずつと農業関係機関代表としまして農業委員会、JAあいら、始良農業改良普及センター、NOSA I中部から1名ずつとその他の委員の15名以内としております。その他の委員につきましては、女性代表2名、女性代表2名につきましては、女性農業経営士1名、消費者代表1名、その他学識経験者1名、それと市長が特に必要と認める者1名としております。15名以内としております。審議内容につきましては、地域農業マスタープランに関する事、農業振興地域整備に関する事、農政の基本方針及び主要施策に関する事、農業経営改善計画の策定、農業後継者等育成農支援事業に関する就農計画書の審査、地域水田農業ビジョンに関する事、その他農政に関する事としております。次に、2項目目でございますが、2項目目は農業振興地域整備計画でございます。農業振興地域整備計画は新市において策定する。なお、策定までは旧市町村の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員については合併までに調整すると協議、決定がなされております。具体的調整結果でございますが、組織については、農業振興地域整備促進協議会は霧島市農政推進対策協議会を併用し、軽微な変更等につきましては協議会の諮問の義務付けが排除されておりますので、重要案件等についてのみ3か月に一度審議会を開催することとしております。次に、3項目目でございますが、農業制度資金、農業制度振興資金利子補給事業等でございます。農業制度振興資金利子補給事業等は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については合併までに調整する。金融運営協議会等については合併までに調整すると協議、決定がなされております。具体的調整結果でございますが、目的としましては、農業者に対し融資する農業資金の利子補給に関し、必要な助成措置を講じ、もって農業経営の近代化を推進し、農家経営の安定向上を図ることとしております。合併前の利子補給事業分につきましては旧市町村のとおりとする。また、新市での実行分についての利子補給率は、基準金利の2%以上は1%以内とする。2%未満のときは、その2分の1以内とする。この場合、小数点第2位以下は切り捨てるということとしております。金融運営協議会ですが、あいら農協協同組合、始良農業改良普及センター、農業委員会事務局、霧島市農林水産部で組織いたします。審査案件につきましては、農業制度資金借入案件、霧島市農業経営振興資金借入案件、農業近代化資金に係る利子補給助成案件等でございます。金融運営協議会の事務局は霧島市農林水産部に置くということとしております。次に、4項目目でございます。4項目目は農業経営振興資金単独貸付事業でございます。農業振興資金単独貸付事業は、福山町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容については合併までに調整すると協議、決定がなされております。具体的調整結果でございますが、農家の経営規模拡大及び経営改善を図るため必要な資金の貸し付けを行います。制度内容につきましては記載のとおりでございますけれども、利率1%、据置期間3年、償還期間8年としております。貸付対象者は60歳以下とし、貸付限度額は事業費の80%以内で最高300万円としております。対象事業につきましては記載のとおりであります。施設整備、生産資材の購入、経営振興上特に必要な資金、災害復旧資金等であります。基金の原資は3,400万円で、実施期間は18年度からとしております。次に、2ページをお開きいただきたいと思います。畜産関係事業でございますが、3項目ございます。5項目目でございますけれども、畜産関係事業補助

金です。補助には団体補助と事業補助があります。畜産関係補助金は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については合併までに調整すると協議、決定がなされております。具体的調整結果ですが、各種団体補助金については、多い市町村では7団体等あり、大変調整が難しい状況でありましたので、平成18年度は新補助基準を定めて計上することとしております。現在分科会で素案を検討中であります。各種事業補助、各種補助事業ですが、横川町が実施している削蹄・除角・スタンション事業補助については平成17年度までの経過措置とし、新市において速やかに制度を見直すとしております。国分市、隼人町で実施している乳用牛の優良精液補助、優良種豚導入補助についても同様といたします。次に、6項目目でございます。家畜導入及び保留補助事業でございます。家畜導入及び保留補助事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については合併までに調整すると協議、決定がなされております。具体的調整結果でございますが、優良牛の郡・県外への流出を防ぎ、適正な保留、導入を推進し、産地の銘柄確立を図るための事業でございます。補助内容ですが、郡子牛品評会で郡保留牛若しくは子育種化候補牛に選定された牛には2万円を交付することとしております。郡保留牛、子育種化候補牛を導入した場合、競り価格50万円を超えた分の2分の1を補助いたします。ただし、15万円を限度とし、畜産共進会に出品した牛を対象とし、補助金の交付を受けた牛は5年以上は肥育することが条件となっております。事業につきましては平成18年度から実施するというようにしております。次、7項目目でございます。家畜排せつ物処理施設等整備事業でございます。家畜排せつ物処理施設等整備事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容、補助金等については、合併までに調整すると協議、決定がなされております。具体的調整結果でございますが、家畜排せつ物の管理の適正及び利用促進に関する法律に基づき管理基準が平成16年11月より適用され、飼育頭数の基準等が明記されました。その基準に基づき今後の新規就農、後継者就農、増頭に伴う堆肥舎及び畜舎改善等施設整備が必要であるための事業に取り組むものでございます。助成額でございますが、簡易堆肥舎整備につきましては、肉用牛、乳用牛、豚、ブロイラー、各種補助、各畜種、頭数に応じた規模の整備をすることが条件となります。標準事業費の3分の1の価格若しくは事業実績の3分の1の価格のどちらか低い方で補助金を交付いたします。標準単価でございますが、平米1万5千円のうちの3分の1の5千円を交付するというようにいたしております。補助金の上限は50万円となります。次に、パドック牛舎整備につきましては、1頭あたり10㎡以上の施設で、補助金の単価を平米5千円といたします。補助金の上限は150万円となります。簡易堆肥舎整備とパドック牛舎整備との重複の補助は行いません。事業は平成18年度から実施するというようにしております。以上7項目、農林水産関係事業【農業】の取扱いAランクの具体的調整結果について説明を申し上げました。以上、報告といたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございました。よろしいですか。はい、まだ。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部長（岩切 正信）

ちょっとすいません。ちょっと口頭で訂正をお願い申し上げたいと思いますが、ちょっと読み違いがございまして、「3か月に一度審議会を開催する。」というふうにしておりましたけれども、「協議会」

でございますので、訂正をしてお詫びを申し上げます。すみません。今、ただいま申し上げましたけれども、1ページ目の項目2の農振地域整備事業計画の所でございましたけれども、「協議会」を「審議会」と申し上げましたけれども、これは「協議会」でございますので、訂正をお願いして報告いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま農林水産専門部会の方から7項目についての説明がございましたが、何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。はい、黒木委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

5番目の畜産関係についてお尋ね申し上げます。横川町が実施している削蹄・除角・スタクション事業補助、これらにつきましては現在まで横川町が実施しまして、実は畜産農家は減少したものの、飼育頭数は相当増頭したという経緯があるわけでございます。そのようなことから平成17年度までの経過措置として、新市において速やかに制度を見直すというような協議がなされたということでございますけれども、どのような一応協議がなされたものか。お尋ね申し上げます。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部会長（岩切 正信）

ただいまご指摘いただきました削蹄・除角・スタクション、この事業につきましては以前各市町村で国庫補助金の制度があった時期に実施していた時期もあるんですが、それが廃止になっている市町村も、一応取りやめた市町村もございまして、横川町さんのみがこういう形で制度を残していらっしゃる状態で実施されておりましたので、それぞれスタクションあるいは除角等いろいろ、スタクションにつきましてはJ Aさんの補助金等もございましたので、なかなか一律にという部分もございまして、一旦打ち切った部分の中でまた、打ち切った市町村等もございましたので、なかなか、今からまた上げていくという部分もちょっとなかなか難しい事例がございましたので、今のところは新市においていろいろそういう懸案等を、事例等を出しながらですね、今のところ各部会の方ですね前向きな検討を行うということで検討中でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

前向きに検討するとありましたように、確か横川町がこの事業を今、ご案内のとおり、国の補助事業でやっておったのを、そのまま引き続いてやってあって、このようなことから加味いたしますと、横川町の場合、先ほど申し上げましたように、除角、スタクションの事業だけでも一応実施できるのであればですね、私は、横川町の今までの例からいきますと相当一応増頭ができるという一応メリットがあるわけでございます。そのようなことからひとつこの制度というものをですね、福山におきましても、溝辺におきましても、隼人、霧島に、牧園におきましても私は、和牛振興の上からいきますと農業関係では相当な一応畜産は実績を上げているわけです。そのようなことを一応加味いたしますと、私は何とかですね前向きに一応この検討はしていただきたいというふうに要望もいたしておきます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ほかに、今村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（今村 日出子）

ただいまの項目の同じことをご要望申し上げたいと思います。平成17年度の経過措置として、新市において速やかに制度を見直すということをございましたので、私は2件のことについて検討していただきたいなあとご要望申し上げます。1件目はただいま言われました横川さんが実施されております三つの事業でございますけれども、横川さんは「除角・スタンション事業をしてほしいなあ。」と言われました。私は、財政的に無理であるのであれば、削蹄だけでも残していただきたいなあとご思います。なぜならば、今現在1市6町で1,036戸の農家が5,979頭の子牛を生産しているわけですよ。そしてその削蹄というのは子牛を育てる上で、また、商品価値を高める上でも、足腰の丈夫な牛を育てる上でも基本的なものだと私たちは教えられております。それで毎年行われます品評会、各町で勝ち抜いてきます品評会、それが県に、県共あたりを見ますと、やはり郡で比較審査されます時に、始良郡と曽根郡というようなふうと比較審査されます時に、落とされたらもう嫌な気持ちがされます。上に上げられたらうれしいんですけども、その時に技術員の方々に聞きますと、なぜですかということ、足腰、足に違いがあるんだよと聞いたことがございます。だから、やはりそういうことで削蹄だけでも是非この検討される中で検討していただいて残していただきたいなと思います。と申し上げますのが、やはり一つのことをやっていく上で皆さん方がやはり励みになるんじゃないかなあと。今まであったものを、ない所もあるようになる制度になるかもしれませんけれども、やはり農家の方々が意欲的になられるんじゃないかなあとご思います。2点目はですね、現在国分市、隼人町で実施されてます乳用牛の優良精液のことです。今1市4町で22戸の酪農家の方々が1,539頭が飼育されております。今現在溝辺は残りわずか4戸となりましたけれども、若い人たちです。その人たちが頑張っております。そこでやはりいい精液でいい子供を生産して搾乳、いい牛で搾乳したらやはりその人たちも高収入につながるんじゃないかなあと。そしてやはりその人たちも一生懸命日夜努力している人たちですので、意欲がわいてくる、気張り賃があるというようなことにつながるんじゃないかなあとご思います。財政難でこのようなことになるんだらうと思っておりますけれども、やはり行政も温かい手を差し伸べてあげることがやはり農政の大事な仕事じゃないかなと感じてこのようなことを、2件のことをご要望申し上げます。これから見直しされるんであったら、よろしく検討方をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、部会長よろしいですね。はい、要望ということで。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかに特にないようでございますので、今の要望も含めまして本件につきましては報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の(4)、報告第41号 - 、建設関係事業【土木】の取扱いについて(協定項目25-18)を議題といたします。本件については建設専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、専門部会長。

○始良中央地区合併協議会建設専門副部会長（岡元 邦昭）

建設部の副部会長の岡元でございます。同じく分科会長の下拂、都市整備分科会長の有馬も同席して

おりますので、よろしく申し上げます。それでは、説明に入ります。建設関係事業【土木】の取扱いについて（協定項目25 - 18）、建設関係事業【土木】の取扱いについて、平成16年2月26日、協議第44号、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告します。平成17年8月4日、協議会会長でございます。1、砂防関連事業、協議、決定された調整方針は、2、砂防関連事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合については合併までに調整するとしておりましたが、参考資料にありますように、県単急傾斜地崩壊対策事業における分担金については、国分市は1割の負担金を徴収しており、他の町は徴収していないこと。また、現在事業を実施しているのは横川町のみであることから、調整結果としては、分担金の徴収は行わない。また、工事に必要な土地については無償提供とするが、建物等については有償とするとしております。2番目ですが、道路河川占用等許可関連事務でございます。決議、決定された調整方針は、参考資料にありますように、道路河川占用等許可関連事務については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については合併までに調整するでありました。調整方針としましては、現在は国分市、隼人町、牧園町において占用料を徴収し、他の4町は徴収しておりません。また、占用料についても市区域と町区域と区別されており、単価に違いがありますので、旧建設省の占用料徴収事務取扱いについて等の通達を参考に、参照にしまして、移転補償については鹿児島県の基準単価に基づいて行うこととしております。具体的な調整結果としましては、1、合併前に調整している占用料は経過措置として5年間の経過期間を設ける。ただし、電気事業、ガス事業及び第一種電気通信事業者については、前年度の占用料に1.1を乗じた額を徴収する。2、協定書、移転補償については、鹿児島県に準じて行う。3、実施時期については合併時とするとしております。これで同分科会2項目の説明を行いました。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま建設専門部会から2項目にわたりましての説明がございましたが、何かご意見・ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。引き続きまして議事の（5）、報告第41号 - 、建設関係事業【都市整備】の取扱いについて（協定項目25 - 18）を議題といたします。本件につきましても建設専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会建設専門副会長（岡元 邦昭）

建設関係事業【都市整備】の取扱いについて（協定項目25 - 18）、建設関係事業【都市整備】の取扱いについて、平成16年2月26日、協議第44号、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告します。平成17年8月4日提出、協議会長でございます。都市計画の決定、都市計画審議会についてであります。協議、決定された調整方針は、8、都市計画の決定、都市計画審議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、都市計画審議委員の構成は合併までに調整するとしております。具体的な調整結果としましては、次ページの参考資料にありますように、現在1市4町で都市計画審議会が設置されており、それぞれ10名から15名で組織されております。任期については各市町すべて2年としております。なお、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準

を定める政令の中でも「市町村都市計画審議会は5名以上35名以内とし、さらに組織等も学識経験者、議会議員、関係行政機関の職員及び住民」と定められていることから、1、審議会は15名で組織する。学識経験のある者5人以内、市議会議員3人以内、関係行政機関の職員又は鹿児島県の職員3人以内、本市に住所を有する者4人以内、2番目としまして任期2年、平成17年11月7日から2年とするとしております。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございました。ただいま建設専門部会の方から説明がございましたが、この件につきまして何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。はい、山下委員。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

ただいま説明がございましたけれども、都市計画の審議委員につきましては政令で35名以内という説明でございましたが、1市4町の中で今こういった状況にあるものかですね、事業そのものが。進捗状態がどういった状況にあるものか。非常にこう範囲が広がったわけですが、15名で可能なのかどうかですね。審議委員の数が35名ということが上限だということですが、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会建設専門副会長（岡元 邦昭）

先ほどありましたように、政令の中で5名以上としてありまして、政令指定都市についても11名以上という形、政令指定都市が11名以上35名以内ということがありまして、また、霧島市附属機関等の設置に関する方針等についての中でも、第4条の第3項ですが、「原則として委員の定数は15名以内」という定めがあることから、それを準用しまして15名と、部会の中ではそういうことで15名ということで決定した次第でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

山下委員いいですか。はい、政令都市の関係、どうぞ、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

先ほどお聞きいたしました1市4町の今の事業の状況というのは分かっているらっしゃったら、お知らせをいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会建設専門副会長（岡元 邦昭）

先ほどちょっと私説明不足だったんですが、都市計画審議会そのものは隼人町においても年に1回か2回ということで審議されておりますが、15名となれば結局年間の審議回数が多くなるんじゃないかなという気はしております。それと事業については、街路事業とか、区画整理事業、下水道事業という様々な事業をやってありまして、そのたびに変更があれば審議会に諮っていく必要が出てくるんじゃないだろうかというふうに思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、山下委員もう1回、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

今私がお聞きいたしましたのはですね、今、都市計画事業を進めているその、この協議の中でどこがどの程度進んでいるのか。こういった必要性があるというようなことで、例えば、溝辺なら溝辺は6割なら6割方今進んでおりますよとか、そういった、隼人町さんはどういった状況なのかですね。そこらあたりをお聞きしたんですが、分かっていなかったら、よろしいです。

○始良中央地区合併協議会建設専門副部長（岡元 邦昭）

都市計画審議会の意義そのものは、市長から結局諮問された事項について都市計画審議会としての意見を述べるということをございまして、都市計画の事業そのものはいろんな所で事業をしております。例えば、区画整理事業だったら溝辺町、隼人町、そして街路事業だったら国分市とか、公園事業だったら相当やっておりますし、用途的には溝辺町、隼人町、国分市ということで、ソフト事業を、まちづくりそのものの事業も相当やっております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今ご説明がありました、都市計画審議会で決定する事業内容というのは幾つか、街路から、区画からいろいろあるだろうと思うんです。まずそのことを一つお尋ねになったと思います。事業の進捗とはちょっと中身が違うんで、幾つかの案件を都市計画審議会で決定し、また、事業変更をする場合についてはまた都市計画審議会を開催して運営しておりますよということだろうと思うんですが、山下委員、「了解」と言う声あり）、はい、よろしゅうございますか。はい、ほかにはございませんでしょうか。特になければですね、ただいまの都市計画審議会の委員構成等については報告のとおり取り扱うことといたします。引き続きまして議事の（6）、報告第22号 - 3、霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては霧島市市章検討小委員会設置規程に基づき林委員長さんの方から報告をお願いいたします。

○霧島市市章検討小委員会委員長（林 麗子）

ただいまご指名いただきました霧島市市章検討小委員会の林でございます。去る7月の26日に第3回霧島市市章検討小委員会を開催いたしましたので、その報告をただいまからさせていただきます。皆様お手元の資料の2ページをお開きくださいませ。開催期日等に関する記載はそこに書いてございますので、お目通しをお願い申し上げます。なお、この案件につきましては市章候補作品スケジュールに従いまして去る7月21日の第37回合併協議会におきましてご報告申し上げました16点の作品の選定をご報告申し上げた次第でございますが、その16点の中から今回の作業は5点に絞るという使命をいただきまして小委員会を開催した次第でございます。なお、その時に問題になりましたのが、全国レベルにおきまして似通った物、クレームの付いた案件等トラブっているような事情が週刊誌とか、いろいろな物に記載されておりましたので、私どもの小委員会といたしましてはそれを未然に防ぐ必要があるのではないかという委員の皆様方のご提言に従いまして、その16点に似通った物、同一の物がないかということが大きな問題視されましたので、事務局をお願い申し上げまして、それに似通った物、同一の物がないかという資料をいただきました。それはインターネットの調査によって、そして、また、地方公共団体総覧に見ていただきまして、その大体16点の作品の中に似通った物があるかということで、

その資料をつくっていただきまして、各委員がその資料を見させていただきました。検討の結果、その似通ったイメージの物、一部のイメージが似通った物はございましたけれども、その16点の中で全く同一の物はないということを確認いたしまして5点の作業に入ったわけでございます。そのことも十分考慮に入れながら、その5点の絞り込み作業は、16点の作業をいたしましたとおり、各委員が5点選びまして、それを投票方式によりまして上位から5点を決定させていただきました。それにつきましては皆様方の別紙をお開きくださいませ。その別紙の5点の所に、今ここに下りてまいります。ご覧くださいませ。私ども小委員会が皆様方の英知を絞りまして決定いたしました物が、受付番号の543番、受付番号713番、1,405番、2,729番、2,880番、これがカラフルなイメージ、そしてデザインでございます。この5点を私ども決定した次第でございます。皆様方のお手元に配付してございます資料は、時には、カラーでなくて、白黒でお示しする市章も場合もあるということで白黒でも掲載しておりますので、見ていただきたいと存じます。この5点の中から次の作業がいよいよ協議会に移りまして、私どもの手を離れました。この決定の5点をご覧くださいますことは、私ども小委員会の役目を終了させていただいたということになります。応募作品2,923点の中から49点に絞り、16点に絞り、5点に絞りました結果が、宮田副委員長さんをはじめ、委員の皆様方、関係各位、事務局の皆様方の大変なご努力、ご熱意に感謝申し上げまして委員長としての役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま的林委員長からの報告に対しましてご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等がなければ、本件については終わらせていただきます。林委員さん外委員の皆様大変ご苦勞までございました。次に、会議次第第5の回目の協議に入ります。（1）の協議第71号、新市の市章について（協定項目20）を議題といたします。本件につきましては事務局の方から説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

協議第71号、新市の市章について（協定項目20）の説明をさせていただきます。新市の市章は、応募作品の中から霧島市市章検討小委員会において選定された霧島市市章候補作品5点の中から採用作品1点を決定することについて協議を求めるものでございます。本日の提出で会長名でございます。調整方針といたしまして慣行の取扱いの中で新市において新たに定めるといたしております。そのうち市章につきましては、新市のシンボルとして早速開庁式、開市式、関係書類等に使用させていただくこととなりますので、小委員会を設置して本日まで作業を進めてまいっております。その中で先ほど委員長の方から報告がありましたけれども、5点の絞り込み作業が終了しましたので、協議会としてその5点のうち1点に決定していただきたく事前提案をするものでございます。本日は事前提案になりますけれども、決定方法につきましても協議していただければというふうに考えます。決定する方法といたしましては、それぞれ5点のうちから委員の皆様方が1点選ぶ方法、場合によっては1位から5位まで順位を付けて投票する方法等があるかというふうに考えますけれども、次回そういった形で決定していただ

くということで審議方よろしくお願ひしたいと思います。なお、応募要領の中では、最優秀賞1点、優秀賞4点以内ということでございましたので、前の方に掲げておりますけれども、この5点のうちもう既に5点につきましては該当するというような形を考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から市章の選定等についての説明がございましたが、ただいまの中にこの決定方法についてもどんな方法がいいのだろうかということで二つほど例を挙げられました。それぞれについて、一つはもうこの中から1点に絞り込んだらどうかということと、もう一つはこの中の、5点挙げられましたけれども、それぞれが1位から5位まで点数を付けて、そして最終的にそれを集計するというような趣旨のお話であったようですが、これらについて皆さん方の方で何かご意見がございましたら、まずお聞かせいただきたいと思ひます。決定は次回でございますので、次回です、今日やるんじゃない。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

いろんな決定の方法はあると思うんですが、それぞれ美的感覚というのは皆さん違うと思うんですね。ですから、なかなかこの皆さんで話し合っただけで決めるというのは非常に難しい作業ではないのかと思うんですね。今、事務局の方から提案されましたが、1点だけ自分がこの作品と思う物を投票して選ぶというのも一つの方法でしょうし、オリンピックの開催地がですね決定される時に最下位をいつもこうずっとやっていって、4回ドキドキするのがあると思うんですが、ですから、時間があればそういう選考の仕方をしてもいいでしょうし、いろんな方法があると思うんですが、事務局で検討してくださればいいと思うんです。ただ協議して話し合いでですね1点に絞るとするのはとても困難なことだというふうに思ひます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

先ほど事務局もまさにそういう意味で一つに○をするのか、全体を中からするのかということの二つの提案、今またオリンピック方式の話もありましたけれども、ほかに何かございませんでしょうかね。もう整理をしておきたいと思ひます。次回は整理をしとった方がいいんでしょう、やり方が。はい、上村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（上村 哲也）

すいません。もうここまでできましたから、一人1点○を付けるような形でやっていただいて集計していただくというような形の方が手っ取り早いんじゃないかなと思ひます。以上です。（「賛成」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

どうですかね。（「賛成」と言う声あり）、もう、はい、西村委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

私はですねこれを例えば国旗と同じように市章という形でいろんな大会等市民、例えば、市民大会等

競技場、競技関係の時に使う方法、あるいはですよこうしてお互いにこの市章という形、この胸章ですか、バッジみたいに使う方法と二通りの選択も考えられていらっしゃるのかどうか。そこらあたりについてまず見解を伺わんとですね、それによって私はデザインが大分違ってくるのではないかなと。このイメージでできる方法と、例えば、そういうバッジ等にされた時にこういう形でバッジ等にされるのか。この絵だけをバッジにされるのか。ここらあたりがちょっとお聞きしておかんとですね選択仕方も非常に難しい面があるのではないかと、こういうふうに考えますが、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしいですか。この市章という考え方を一番最初にあったと思います。はい、説明してください。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

市章につきましては、市の旗であるとか、それぞれの庁舎、総合支所、そのの入口の方に掲げると。それからバッジですね、当然そういうのにも使用しますし、週報であるとか、広報であるとか、そういう印刷物ですね、そこら辺にも使います。併せて、応募要領の中で著作権の関係がありましたけれども、作品についてはモノクロで使用する場合がありますというようなことですが、参考までに、例えば、鹿児島県が、水色と言うんでしょうか、青の分で作っていますけど、バッジは金色というような形がありますので、必ずしもカラーだけではないというようなことで、バッジ等につきましては、モノクロと言うんでしょうか、シルバーになるかもしれませんけれども、別な形で使う場合がありますということをご理解していただければというふうに考えます。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

私がこう伺っているのはですね、外で国旗等と同様にこう使う場合はこういう形になると思うんですね、この四角になって、でしょう。ただ胸章等に使う場合にこの形で胸章にしますか、それともこの中の絵だけを胸章にされますかと。それによって選び方違ってきますよということを私は申し上げているわけでごさいます、どういうふうにお考えになるかということです。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

基本的には市の旗等についてはこういった形での使い方だと思います。記章、バッジ等については若干白黒、このまま使えない場合がありますので、デザイン、これを使うわけですけども、作品自体は若干の形、何と言うんでしょうか、そのまま使えますけれども。

○始良中央地区合併協議会委員（西村 新一郎）

私の伺っているのはですね、胸章にする場合ですねこういう四角の中にこのこれを織り込みますかと、それとも中だけを胸章にされますかと、ここを問うているわけです。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

現段階では絵の方、絵だけと言うんでしょうか、そのようになる場合があります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

中だけということでしょう。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

はい、中だけ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、今出されました。先ほどは絞り込もうということで、今参考として選ぶ場合にもこういった視点もあるのではないかというご発言だったと思います。あと、はい、榎並委員。

○始良中央地区合併協議会委員（榎並 勉）

今になっては遅いでしょうけれども、選ばないかないんでしょう。手直しをしたらいけないんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、手直しの議論、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

募集要項の中で作品については若干の修正を加える場合がありますというようなことでお断りをしておりますけれども、小委員会の中でもその取り扱いについてどうするのかということがありました。基本的には応募された方の意向を反映させるべきであるというようなことで、手直しは考えておりませんというふうに小委員会の中では説明をしまりました。この協議会の中でそこをもう1回確認をしていただければありがたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（榎並 勉）

例えばですね、今の委員の考え方でいいんですけども、あれは霧島か、高千穂か、桜島か分からない。だから、色々と思うことから少し確認しました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、整理しますので、はい。はい、延時委員、はい、同じ観点でしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

議長の設問でいわゆる5点に絞り込んだが、これをこの次の協議会で1点に絞り込むと、その方法について今日協議しておきましょうということでしたが、次の協議会までの間に絞り込む作業の中でですね幾通りの方法があるかと思いますが、最終的には全員の委員の方々がこの市章を選定するに関わっていったと、関わったという意識が将来とも残っていくような進め方がいいと思うんですね。そういった視点から見ると、やはり今日提案されて、今日この次の進め方を協議するんじゃないし、十分それぞれ委員の方々が自分も関わったんだということが残るようにこの次にこの決定する方法を協議していただきたいと思います。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方が先ほどそういう話をされましたので、今申し上げたんですが、どうせ次の会ではこれを決定しましょうということで今事前の提案がなされたところでございます。方法論もその次にご議論をして、そこでその方法を整理をして決定をしましょうというたいまのご提案でございましたけれども、これについて何かあれば、皆さんもそうですよということで整理をしていただければ、そのように取り

扱うことを異議ございませんので、いかがでしょうか。（「はい」と言う声あり）、それでは、よろしいですかね。何も今日方法まで決めなくてもいいわけですので、じっくりとこの5点の問題について、西村委員も提案をされておられたようでございます。そういったことも含めてですね整理をしていただきまして次回方法及び決定をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なし、はい、併せまして、はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

今のそれはもう異議ないんですけどね、その旗に、市の旗をつくる場合ですね、バックは白ですか。それをピンクなのか。緑なのか。そこ辺をですねやはり知っておきたいなあと思うもんですから。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そこだけは考え方を言っというて、次にまた整理をしますので。事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

一般的にはこの白、バックが白というスタイルになるんじゃないかなと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしいでしょうか。（「はい」と言う声あり）、事務局の考え方はこのバックは白で。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

あるいはですね、あるいは真ん中のあれが決まって、今後いろんな所で旗がつくられるでしょうが、そこはもう白に統一されますか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

今の段階では一般論ということで、一般的にはこういう方法でいきたいということでございます。それ以上のことについてはまた考えていけないのかなというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、分かりました。時間がありますので、まずデザインの話から、そういうことも含めまして次回もう少しご意見を伺って整理をして決定をしていただくという形にしたいと思います。よろしくお願いを申し上げたいと思います。そのほかに、これで本日の協議事項については終わりますが、そのほかについて、その他について何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。なければ、事務局の方から、次回、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、次回の合併協議会の開催日程でございます。第39回合併協議会は、8月17日（水曜日）午後1時半からこの会場で行いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

以上をもちまして本日の議長の役目を終わらせていただきます。長い時間にわたりましてご協議・ご協力をいただきましてありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第38回始良中央地区合併協議会を閉会させていただきます。

「閉 会 午後 2時52分」